

一般社団法人 日本損害保険代理業協会定款

(平成 24 年 6 月 19 日通常総会承認・平成 25 年 3 月 15 日臨時総会承認
/同年 3 月 19 日内閣総理大臣認可)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本損害保険代理業協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を本部と称し、東京都千代田区に置く。

2. 本会は、従たる事務所を支部と称し、理事会の決議に基づき必要な地区に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、損害保険の普及と保険契約者及び一般消費者の利益保護を図るため、損害保険代理店の資質を高め、その業務の適正な運営を確保し、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに、幅広く社会に貢献するための活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 損害保険代理店及び損害保険募集人に対する教育研修事業
- 二 損害保険代理店の制度、業務に関する調査研究及び関係諸機関への提言
- 三 損害保険の健全な普及に関する啓発、宣伝及び防災運動
- 四 地球環境の保護、地域社会に貢献するためのボランティア活動
- 五 社員及び賛助会員への情報伝達と相互理解を図るための会報等の発行
- 六 損害保険代理店に関する広報活動
- 七 損害保険代理業に対する支援事業
- 八 前各号のほか、本会の目的を達成するため必要と認めた事項

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員及び賛助会員

(社員及び賛助会員の種類と資格)

第5条 本会に次の社員及び賛助会員を置く。

- 一 社員(正会員)
- 二 社員(特別会員)
- 三 賛助会員

2. 前項第1号の社員(正会員)となる資格を有するものは、保険業法第276条の規定により登録された損害保険代理店の代表者で構成された団体であって本会の目的及び事業に賛同する法人とする。
3. 第1項第2号の社員(特別会員)となる資格を有するものは、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、公益財団法人損害保険事業総合研究所及びこれらに所属する社員又は会員とする。
4. 第1項第3号の賛助会員は、本会の目的及び事業に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する法人、個人とする。
5. 第1項第1号及び第2号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
6. 賛助会員は、会長の承認を得て、本会の諸会議・催事に参加することができるが、総会の議決権は有さない。

(入会の方法)

第6条 本会の社員または賛助会員になろうとするものは、加入申込書を会長に提出し、かつ、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員及び賛助会員になった時及び毎年、社員及び賛助会員は、総会において別に定める額を負担しなければならない。

(社員及び賛助会員の権利義務)

第8条 社員及び賛助会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(任意退会)

第9条 社員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(戒告及び除名)

第10条 社員及び賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によりこれに戒告を与え、又は除名することができる。

- 一 本会の名誉又は信用をき損したとき。
- 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき。
- 三 社員及び賛助会員としての義務の履行を怠ったとき。

四 その他戒告又は除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項の規定により除名しようとするときは、その社員または賛助会員に総会の期日から1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- 二 すべての社員が同意したとき。
- 三 当該社員及び賛助会員が解散し、又は死亡したとき。

(権利の喪失)

第12条 社員及び賛助会員が退会したときは、その理由の如何を問わず、既納の経費の返還請求権その他本会に対する一切の権利を失う。

(社員名簿)

第13条 本会は、社員名簿を作成し、これを本会の本部に常置するものとする。

2. 社員は、名称、代表者又は主たる事務所に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。
3. 本会の社員に対する通知等は、社員名簿に記載の住所にあててこれを発し、これをもって、通知等が到達したものとする。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 事業計画及び予算の承認
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 六 社員及び賛助会員が本会に支払う経費の額並びに納入方法
- 七 定款の変更

八 解散及び残余財産の処分

九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種類及び招集)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度終了後3カ月以内に、臨時総会は必要がある場合に開催する。

2. 通常総会は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
3. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
4. 前項の規定にかかわらず、社員の5分の1以上が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から6週間以内に総会を招集しなければならない。
5. 総会は開催の日から少なくとも2週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面による通知を発して招集しなければならない。
6. 前項の書面による通知の発出に代えて、社員の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席者の中から選任する。

(総会の成立及び決議)

第18条 総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席により成立し、その議事は出席社員の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 社員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

2. 総会に出席できない社員は、第16条第5項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

3. 前項に規定する代理人は、総会ごとに委任状を提出しなければならない。
4. 書面又は代理人によって議決権を行使する社員は、総会の出席者とみなす。

(総会の議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果並びに法令で定められた事項を記載し、議長及び会長並びに出席した社員2名以上のものが記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の種類)

第21条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 15名以上30名以内
うち 会長 1名
副会長 2名以上5名以内
専務理事 2名以内
常務理事 2名以内

- 二 監事 3名以内

2. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任・選定)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員選任の制限)

- 第23条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
2. 本会の監事には、本会の理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
3. 会長は、理事会を招集してその議長となる。また、理事会の決議によって総会を招集する。

4. 副会長は、会長を補佐する役割を担う。
5. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を執行する。
6. 会長及び専務理事は、毎事業年度、4カ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. 常務理事は、会長及び副会長並びに専務理事を補佐する役割を担う。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、重任を妨げない。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事の任期は、選定後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとするが、重任を妨げない。ただし、会長及び副会長のそれぞれの任期は3期を限度とする。
 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任・解職)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事が暴力団等の反社会的勢力に該当することが判明した場合には、理事会の決議によって解任することができる。
 3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって解職することができる。

(名誉会長、顧問、相談役)

- 第28条 本会に、任意の機関として、若干名の次の役職を置くことができる。
- 一 名誉会長
 - 二 顧問
 - 三 相談役
2. 名誉会長及び顧問並びに相談役は、会長及び副会長からの相談に応じるとともに、理事会から諮問された事項について意見を述べる役割を担う。
 3. 名誉会長及び顧問並びに相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
 4. 理事会は、前会長に名誉会長を委嘱することができる。

5. 理事会は、名誉会長又は会長を退任した者に顧問を委嘱することができる。
6. 理事会は、副会長が任期終了後、本会のいずれの役職にもつかない場合に相談役を委嘱することができる。
7. 理事会は、いつでも、名誉会長及び顧問並びに相談役の委嘱を終了させることができる。

(報酬等)

- 第29条 理事及び監事は原則として無報酬とする。ただし、専門的又は特殊な職務を担う理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。
2. 名誉会長及び顧問並びに相談役は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- 一 本会の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - 四 その他法令又はこの定款で定められた職務

(招集)

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 3. 理事会は、開催の日から、少なくとも2週間前に通知を発して招集しなければならない。ただし、その期間を短縮することができる。

(決議)

- 第33条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。
2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 会長が欠席した理事会の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印する。

第7章 委員会及び事務局

(委員会)

第35条 本会は、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置及び運営に関する規約は、理事会が別に定める。

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び所用の職員を置く。

2. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
3. 事務局長は、理事をもって充てることができる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算等)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、本部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の書類のほか、次の書類を本部に5年間、また、支部に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を本部及び支部に、社員名簿を本部に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(基金)

第40条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について通常総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(剰余金分配の禁止)

第41条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益提供の禁止)

第42条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本会の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に

掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告を行うことができない場合は、官報により行う。

第11章 補則

(施行規則等)

第47条 本会は、この定款の運用を円滑にするため、定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記日(以下、一般法人設立登記日という。)から施行する。
2. 本会の一般法人設立登記日以後の最初の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事は、次のとおりとする。
会 長 岡部 繁樹
3. 本会の一般法人設立登記日以後の最初の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事は、次のとおりとする。
専務理事 野元 敏昭
4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成 25 年 4 月 1 日 施行